

# 2022年度

# 運輸安全管理に関する取り組み

2022年04月01日～2023年03月31日

旭観光バス株式会社では、社長以下全従業員が力を合わせ、輸送の安全を確保するべく以下の取り組みに努めてまいります。

## 1 輸送の安全に関する基本方針

- 1 代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社員に輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させます。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し主導的な役割を果たします。
- 2 輸送安全管理を確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより常に輸送の安全に努めます。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより輸送の安全向上に努めます。
- 4 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

## 2 輸送の安全に関する重点施策

- 1 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められた事項を遵守すること。
- 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に、行うよう努めること。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講ずる。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

## 3 輸送の安全に関する目標及び達成状況

令和02年04月01日～令和03年03月31日

	実績	目標
1 人身事故・重大事故・社内事故	0 件	目標達成
2 健康起因による事故	0 件	目標達成
3 酒気帯び運転の撲滅・アルコール検知	0 件	目標達成

2021年04月01日～2022年03月31日

実績

- 1 人身事故・重大事故・社内事故 0件 目標達成
- 2 健康起因による事故 0件 目標達成
- 3 酒気帯び運転の撲滅・アルコール検知 0件 目標達成

4 2022年度輸送の安全に関する目標

2022年03月31日～2023年03月31日 目標

- 1 人身事故・重大事故・社内事故 ゼロ
- 2 健康起因による事故 ゼロ
- 3 酒気帯び運転の撲滅・アルコール検知 ゼロ

5 輸送の安全に関する安全管理体制図

別表 1

6 事故・災害に関する緊急連絡系統図

別表 2

7 重大事故発生時の対応について

別表 3

8 安全管理規定

別表 4

9 輸送の安全に関する年間計画表

別表 5

10 組織体制・指揮命令系統図

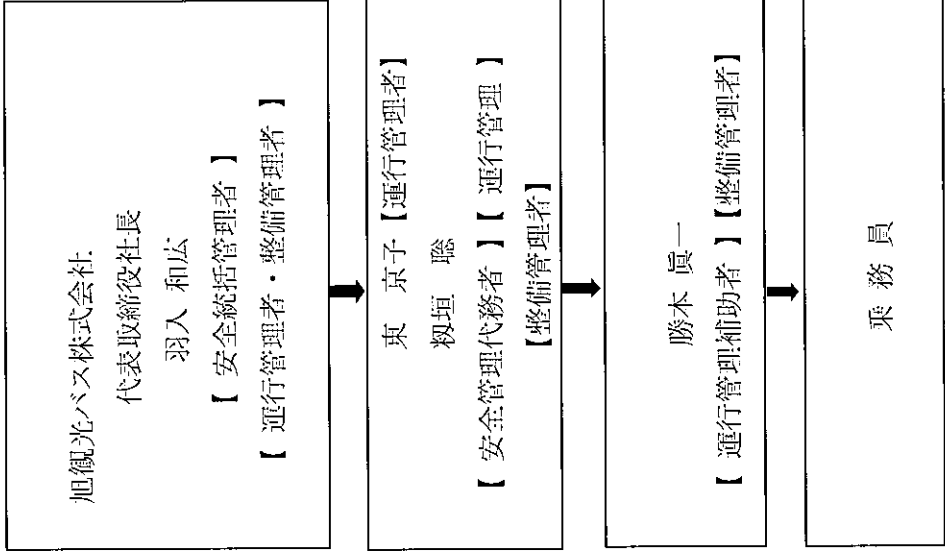
別表 6

別表 1

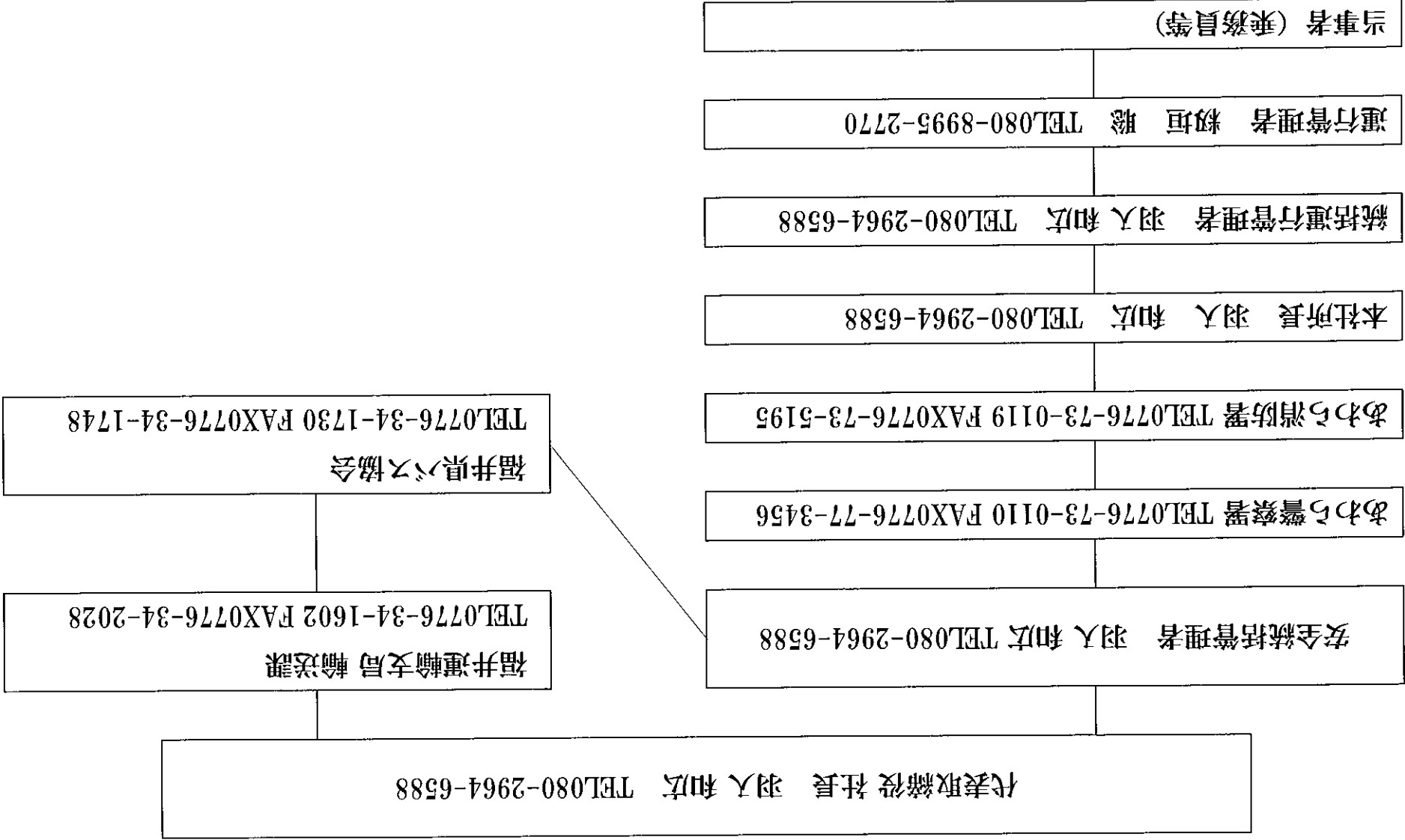
安全管理体制

令和 04 年 03 月 25 日改訂版

(組織体制及び指揮命令系統図)



# 緊急連絡系統図 (事故、災害に関する緊急報告連絡体制)



# 重大事件発生時の対応について

## 速報対象の事件

次の事件が発生した場合、24時間以内に福井運輸支局に報告する事

**特定重大事件**

- 1 バスジャック
- 2 施設の不法占拠
- 3 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 4 核・放射線物質、生物剤又は化学剤の散布

**重大事件**

- 1 乗客、乗員に死者がでた事件
- 2 乗員による乗務中の暴行事件
- 3 タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合
- 4 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて、社会的影響の大きいと認められるもの(報道等で取り上げられた事件)

**事件予告**

- 1 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへ書き込みその他の予告行為



統括運行管理者  
安全統括管理者  
羽入和広 080-2964-6588  
運行管理者  
糊垣 聡 080-8995-2770



福井運輸支局に報告  
福井運輸支局 輸送課  
TEL 0776-34-1602  
FAX 0776-34-2028



報告事項【把握できている範囲を速やかに】

- ①発生日時
- ②発生日時
- ③事故概要
- ④事業者名
- ⑤事故車の登録番号
- ⑥死者、重傷者及び負傷者数
- ⑦その他判明している事項
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

# 重大事故発生時の対応について

## 速報対象の事故

次の事故が発生した場合、24時間以内に福井運輸支局に報告する事

- 1 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 2 死者又は重傷者を生じたものであって次に掲げるもの
  - イ 1人以上の死者を生じたもの
  - ロ 5人以上の重傷者を生じたもの
  - ハ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
- 3 酒気帯び運転があったもの



福井運輸支局 安全統括管理者  
 羽入和広 080-2964-6588  
 運行管理者  
 羽垣 聡 080-8995-2770



福井運輸支局に報告  
 福井運輸支局 輸送課  
 TEL 0776-34-1602  
 FAX 0776-34-2028



報告事項【把握できている範囲を速やかに】  
 ①発生日時  
 ⑤事故車の登録番号  
 ⑥死者、重傷者及び負傷者数  
 ⑦その他判明している事項  
 ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先  
 ④事業者名

目次

第一章 総則

- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもつとも重要であるという意識を徹底させる。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確に実施し、安全対策を普段に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保がもつとも重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全規程に定められた事項を遵守すること。

- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要なら是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 会社はグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合には、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するようない行為を行わない。

#### (輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

#### (輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

#### (社長等の責務)

- 第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
  - 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
  - 4 経営トップは、輸送の安全の確保するための事業の実施及びその管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

#### (社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 安全管理統括代務者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、社内と統括し指導監督を行う。



3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

#### (安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下運輸規則）規則第 47 条の 5 に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときには、当該管理者を選任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体上の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等による、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に且つ必要に応じて、随時、内部監査を行い経営トップに報告すること。
- 六 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

##### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行う事により、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故防止対策等の検討)

第十三条 事故防止対策は労使で組織する事故防止委員会で検討し実施する。

(事故、災害等関する報告連絡体制)

第十四条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百四号）に定める事故、災害等があった場合には、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十五条 輸送の安全に関する目標を達成する為に人材育成の及び研修に関する具体的な安全計画を策定し、実施する

(輸送の安全に関する内部監査)

第十六条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理メントの実施状況を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害が発生した場合又は、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他の特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項がその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十七条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十八条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規程する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における災害防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十九条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営のトップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録及び保存の方法は以下のとおり定める。

- (1) 労働関係書類 (保存 3 年)
- (2) 運行管理関係書類 (保存 1 年)
- (3) 指示伝達簿 (保存 1 年)
- (4) 日常整備点検簿 (保存 1 年)
- (5) 所内会議議事録 (保存 1 年)
- (6) 苦情処理 (保存 1 年)

第二十条 本規程は 2022 年 03 月 25 日より施行する。

2022年4月～2023年3月

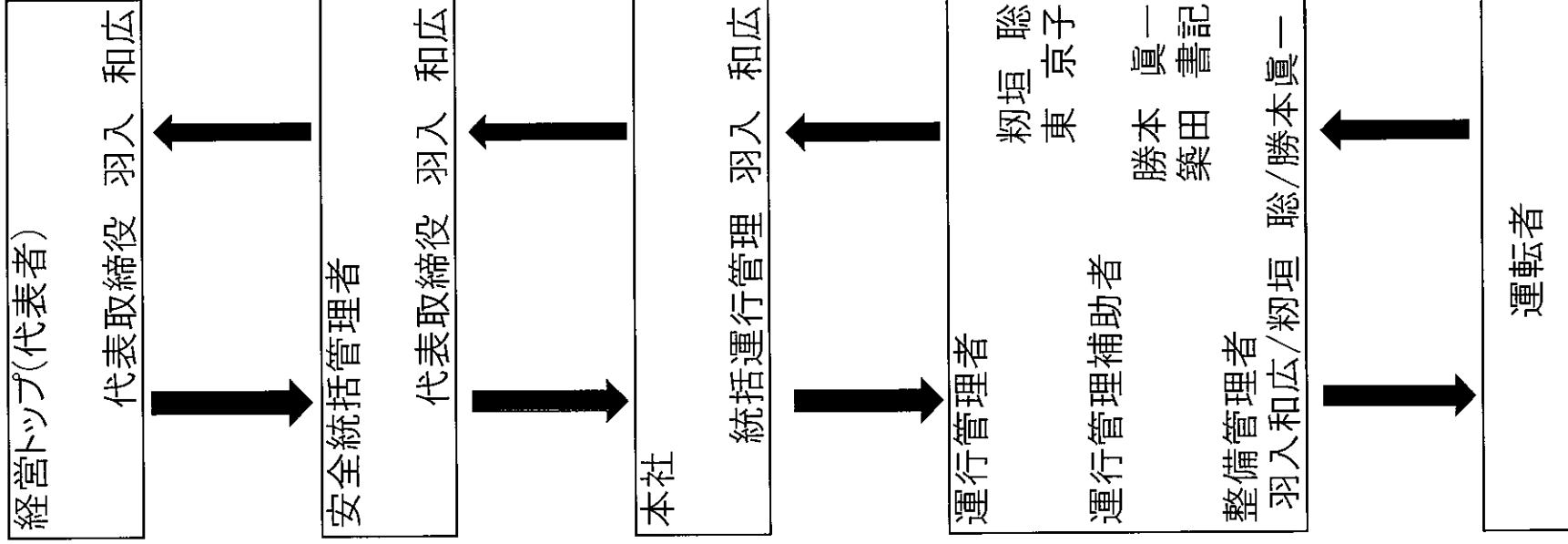
別表5

安全運転教育年間計画

旭観光バス株式会社

実施月	内 容	ね ら い
2022 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用自動車運転する場合の心構え</li> <li>・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用自動車による交通事故などが与える社会的影響を理解させる</li> <li>・道路運送法等法律遵守の重要性を理解させる</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用自動車の構造上の特性</li> <li>・春の交通安全運動について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用自動車の制動性能などを確認させ、構造上の特性が車両によって異なることを理解させる</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シートベルト着用の徹底</li> <li>・事業用自動車の運行では「急」の付く運転はしない</li> <li>・等乗客の安全確保のために注意すべき事項の理解</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転</li> <li>・危険予測及び回避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな交通場面において、どのような危険があるか、乗客の安全を確保するためにはどのような運転をすればよいかを考える</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな交通場面において、どのような危険があるか、乗客の安全を確保するためにはどのような運転をすればよいかを考える</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況</li> <li>・秋の交通安全運動について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業区域における道路交通状況を把握し、安全で効率的な運行を図る</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善基準告示に基づく勤務時間、常務時間を理解させ、睡眠不足、医薬品等の服用に誘発される眠気が事故を引き起こす恐れがあることを理解させる</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に速やかに器具を使用し、旅客の安全を図る</li> <li>・消火器の正しい使い方を覚える</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常気象時における対処方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪路走行(雪道)を想定、車両の特性や危険ポイント等を習得させる</li> </ul>
2021 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性向上のための装置の操作、運転方法を理解させる</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者の運転適性に応じた安全運転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正診断等による運転者の適正運転行動の改善を図る</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理の重要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等にも基づいて心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる</li> </ul>

組織体制・指揮命令系統図



2022年度 月間事故防止目標

時期	目 標	達成状況
4月	子どもと高齢者に対しての事故撲滅 新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるため注意	
5月	追突事故撲滅 車間距離保持の徹底	
6月	梅雨期・降雨時の事故撲滅 視界が悪くなるため早めの点灯/滑りやすい路面のため速度注意	
7月	業務中の携帯電話の使用禁止 乗務中はもろんの事、洗車中も使用禁止	
8月	歩行者、二輪車の追い越し時の事故撲滅 追い越し時1以上の間隔を開ける、最後まで目を離さない	
9月	交差点、横断歩道における事故撲滅 右折時、交差点中央にて一時停止、左折時は巻き込み確認の徹底	
10月	渋滞、混雑時の防衛運転 防衛3原則の徹底(調節・集中・謙讓)	
11月	夕暮れ時早めのライト点灯 16時からヘッドライト点灯、夜間、対向車がいいるときはハイビーム利用	
12月	アルコール異常値ゼロ 忘新年会の際のアルコール分解時間の確認	
1月	雪道走行・凍結箇所の事故防止 スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装を行う	
2月	道路状況の早期確認 渋滞、山間部降雪時等による道路状況変化の早期確認に努める	
3月	健康に起因する事故の撲滅 風邪等に注意し、常に健康状態を保てるよう体調管理に努める	

輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

目 標	事 故 件 数	達成状況
重大事故件数 (福井運輸支局に報告)	0件	
人身事故件数	0件	
年間有責事故件数	3件以内	
年間事故防止目標に 起因する事故	0件	

2022年度 指導監督計画書

実施日	実施月	指導項目
	4月	日常点検仕方の再確認
	5月	タイヤチェーンの痛み有無の確認
	6月	
	7月	夏季に備えクーラーフィルター等、バッテリー水の確認
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	冬季に備えタイヤチェーン、スコップ等の確認
	12月	
	1月	点呼仕方の再確認
	2月	
	3月	健康診断実施

# 令和04年度 安全目標

- 1 人身事故・重大事故・社内事故をゼロ更新に！！
- 2 健康起因による事故をゼロに！！
- 3 酒気帯び運転の撲滅・アルコール検知ゼロに！！

旭観光バス株式会社

代表取締役 羽入 和広